



島根県報

平成29年8月25日（金）

号外第99号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

第4期島根県総合防災情報システム調達に係る事業予定者を決定するための提案（消防総務課） 2
競技の実施

公 告

第4期島根県総合防災情報システム調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成29年 8 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

第4期島根県総合防災情報システム調達

(2) 内容

第4期島根県総合防災情報システムの基本設計、システム開発及び運用保守業務

(3) 仕様

「第4期島根県総合防災情報システム調達 提案競技仕様書」による。

(4) 期間

基本設計・システム開発業務：契約締結の日の翌日から平成31年 3 月 31 日まで

運用保守・賃貸借：平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月 31 日まで

(5) 予算額

総額344,250,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

各年度の支払限度額は、下記表のとおり。

内容・期間	年度	上限額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
基本設計・システム開発 契約締結の日の翌日から平成31年 3 月 31 日まで	平成29年度	48,924,000円
	平成30年度	295,326,000円
運用保守・賃貸借 平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月 31 日まで	平成31年度	
	平成32年度	
	平成33年度	
	平成34年度	
	平成35年度	
合計		344,250,000円

ただし、消費税及び地方消費税の率分は、平成31年 9 月 30 日までは 8 %、平成31年 10 月 1 日からは 10 % である。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了し

ていない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ケ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

コ 国際標準化機構が定めた規格 I S O 9001 の認証を受けた者であること。

サ 下記業務等の受注実績があること。

(7) 発注者：国、都道府県又は政令指定都市

(4) 業務等の内容：防災関係システムの開発業務

防災関係システムとは、下記機能を全て有するシステムとする。

a 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条に規定される被害状況等の情報を共有する機能

b Lアラートへ避難所情報等を配信する機能

(7) 実績の期間：平成24年度以降に開発業務が完了したもの

平成24年度以降にシステムの開発業務を適切に完了し、現在運用保守中のものは実績に含めてよい。

※共同企業体にあつては、共同企業体又は構成員単体で上記の業務等の受注実績があること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(4) 企業体の名称

(7) 構成員の住所及び名称

(5) 代表者の名称

(7) 代表者の権限

(7) 構成員の出資の割合

(8) 構成員の責任

(7) 取引金融機関

(7) 決算

(7) 利益金の配当の割合

(7) 欠損金の負担の割合

(8) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(8) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(7) 解散後の瑕疵担保責任

(7) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからクまでに該当すること。

エ 構成員のうち少なくとも1社は、(1)のサに示す受注実績を有すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの提案競技に参加していないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎6階）

島根県防災部消防総務課防災情報グループ

電話 0852-22-5890

F A X 0852-22-5930

電子メール bousai-sys@pref.shimane.lg.jp

(2) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

配布場所に設置する提案競技説明書受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する宣誓書を提出した者に無償で1部配布する。

なお、守秘義務遵守に関する宣誓書の様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布により提供する。

ア 配布期間

平成29年8月25日（金）から同年9月22日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

(1)に同じ

(3) 提案競技説明会

ア 日時

平成29年8月31日（木）午前10時から

イ 場所

島根県松江市殿町1番地

島根県庁本庁舎6階 防災センター室

4 提出書類

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加申込書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

エ 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

カ 国際標準化機構が定めた規格ISO9001の認証取得登録証の写し 1部

キ 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

ク 2の(1)のサを確認できる書類 1部

(ア) 契約書・仕様書（写しも可）

(イ) 検査済証等、発注者が作成したもの

(ウ) 発注者が証明したもの（写しも可）

(エ) コリンズの「工事カルテ（写）」又は「登録内容確認書（写）」（いずれも竣工登録に限る。）

※(ア)から(エ)までの複数資料の組み合わせも可

ケ 提案書 10部

コ 見積書 1部

(2) 提出書類の形式

第4期島根県総合防災情報システム調達に係る提案競技説明書（提案競技実施要項）による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

4の(1)のアからクまでの書類については、平成29年9月22日（金）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。）

4の(1)のケ及びコの書類については、平成29年10月6日（金）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。）

ウ 提出先

3の(1)に同じ。

5 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 提出期限は、平成29年9月8日（金）午後5時までとする。

(3) 提出先は、3の(1)に同じとする。

(4) 質問に対する回答は、平成29年9月15日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対し、ファックス又は電子メールにより通知する。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成29年9月29日（金）までに、郵送にて通知する。

7 選定方法

(1) 別に設置する第4期島根県総合防災情報システム調達に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 評価については、以下の点を考慮する。

ア システムの操作性・閲覧性

操作や運用が簡単か。事務負担がかからないか。容易に閲覧できWebアクセシビリティに配慮がされているか。

イ システムの管理性

障害に対する稼働性の確保がなされているか。情報セキュリティに対する信頼性が確保されているか。システム管理が容易で負担がかからないか。

ウ システムの保守性・拡張性・可変性

システムの機能・性能拡張等に対して柔軟に対応できるか。仕様等の変更による将来の費用発生への考え方・システム対応方法が有効であるか。

エ システム開発・運用体制

開発者の開発体制、開発方法、移行方法等は適切か。適切な管理について配慮されているか。

オ システム開発・運用保守費用

費用が過大となっていないか。将来の費用発生を抑制するシステムとなっているか。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書の内容について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション又はヒアリングを行う。
- (5) プレゼンテーション又はヒアリングの日程等については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案競技に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) 島根県が実施する入札について公告日から審査委員会の審査までの間に指名停止の措置を受けたとき（共同企業体においては、その構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた場合を含む。）。
- (7) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約予定者の資格

契約予定者は、島根県が実施する入札について審査委員会の審査から契約締結までの間において指名停止の措置を受けた者でないこと（共同企業体においては、構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた者でないこと。）。

(3) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 前金払

1の(5)に示す平成29年度の予算額の範囲内で、前金払の請求があった場合において発注者がその必要があると認めた場合、前金払を行うことができる。

(5) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加又は修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング又はプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) その他詳細は、第4期島根県総合防災情報システム調達に係る提案競技説明書（提案競技実施要項）による。

11 提案競技に関する問合せ先

3の(1)に同じ。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Development and operation maintenance for Shimane Prefectural Government disaster prevention and information sharing system 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : October 6th, 2017 by 5 : 00 p.m.
- (3) For further details contact : Fire Fighting Coordination Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-5890